

# 竹島の日本地図についての 韓国側の報道・論文に対す る反論(5)

— 2015年7月17日付韓国・中央日報  
報道の地図について(2) —



船杉 力修  
(島根大学准教授)

はじめに

- 1 1937年陸地測量部「地図区域一覧図」について(以上、前号)
- 2 1956年地理調査所「地図一覧図」について(以下、本号)
- 3 1802年林子平「大三国之図」について(以下、次号掲載予定)

おわりに

## 2 1956年地理調査所「地図一覧図」について<sup>1</sup>

### (1) 韓国側の主張について

1956年地理調査所「地図一覧図」についての韓国側の主張は、前稿で引用した、韓国・中央日報の2015年7月17日の記事「1956年日本政府が作った地図一覧図にも「独島」はない」の記事に出ている。記事の要点をまとめると、①1946年内務省所属の地理調査所が発行した「地図一覧図」は日本全図だが独島は描かれていない。日本はこれに対して戦後の混乱期に起こった間違いとごり押しの主張をしてきた。②1956年建設省地理調査所発行「地図一覧図」にも独島はない。サンフランシスコ講和条約後にも、日本政府が独島を自国の領土として認識しなかったことを示している。特に②については、古地図が専門のヤン・ボギョ

1 本稿は、拙稿「竹島の日本地図についての韓国側の報道・論文に対する反論(4) — 2015年7月17日韓国・中央日報報道の地図について(1) —」、島嶼研究ジャーナル第5巻1号(2015年)に続くものである。前稿では、当初「竹島の日本地図についての韓国側の報道・論文に対する反論(3) — 江戸時代の地図(1)、林子平の地図について —」、島嶼研究ジャーナル第4巻2号(2015年)に続いて、江戸時代の地図について取り上げる予定であったが、2015年7月17日韓国・中央日報において、竹島に関する古地図の報道が大きくなされたことが、社会に与えた影響が大きいと見え、前稿より急ぎ韓国・中央日報の報道への反論を先に取り上げることとした。

ン(楊普景)誠信女子大学地理学科教授のコメントを挙げ「もし戦後日本が独島を自国の領土と認識し、これを主張しようとした場合、50年代の一覧図には、どのような形式でも独島を記載したはず。この時期にも相変わらず、日本政府は独島が韓国固有の領土であり、韓国に返還しなければならない土地と認識、あるいは認めていたことをこの地図が示している」としている。

すでに前稿で示したように、国際法上、地図は公的機関が作製した地図でもあっても、二次的な証拠にしかならないので、戦前の陸地測量部作製の地図一覧図のような地図は一次的な証拠にはならない。国際法で何よりも重要なのは領土に対する法的措置の有無である。地図そのものの性格を明らかにしたところで、自ずと結論は決まっているものの、2015年7月17日の韓国・中央日報の記事は世界に配信され、社会に与えた影響も大きいと考えられることから、国際法を踏まえた上で、歴史地理学の立場から、該当地図の性格について検討し、該当地図は竹島が韓国領であることを示す資料であるのか分析していくことにしたい。

### (2) 1946年「内務省地理調査所発行地図一覧図」について<sup>2</sup>

図1は、1946(昭和21)年8月発行の「内務省地理調査所発行地図一覧図」(島根県竹島資料室寄託資料)である。表題の下には「(五万分一地形図)」とあり、地図左上の「五万分一地形図に就いて」と書いた説明文のうち「五」には、「五万分一地形図」と「五万分一地形図発行一覧図」の価格がそれぞれ1枚2円、50銭と出ているので、この地図は基本的に、5万分1地形図の一覧図ということになる。ただし、5万分1地形図は、戦前の地図一覧図と同様、基本的に16面が1区画となり、20万分1帝国図の区画となっており、20万分1帝国図の図幅名まで出ているので、この地図は、5万分1地形図と20万分1帝国図の一覧図となっている。

この地図の範囲は、北海道、本州、四国、九州、そして鳥島までの伊豆諸島となっている。戦前の地図一覧図に入っていた、南樺太、千島列島、北方領土、小笠原諸島、島根県の竹島、鹿児島県のトカラ列島と奄

2 戦後の地図一覧図の概要については、清水靖夫氏の一連の論考が詳しい。清水靖夫「地図一覧図について—地図資料としての—」、地図第8巻2号(1970年)。同「地図目録・地図一覧表・地図一覧図」、地図第14巻2号(1976年)。同「地図一覧図について—陸地測量部—地理調査所発行地図の索引図—」、地図第31巻4号(1993年)。

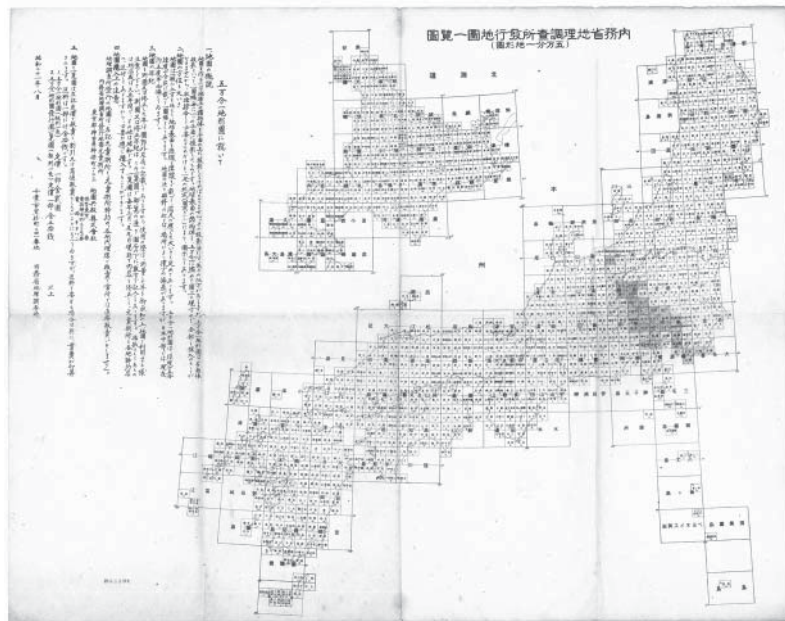


図1「内務省地理調査所発行地図一覽図」(1946年8月)

美群島、沖縄県、台湾、朝鮮が除かれている。韓国側の指摘「戦後の混乱期に起こった間違い」というのが何を指すのか分からないが、これは1946(昭和21)年1月29日の連合軍最高司令部訓令(SCAPIN)第677号の影響によるものであることは言うまでもない。参考までに条文の一部を引用する<sup>3</sup>。

3 この指令の目的から日本と言ふ場合は次の定義による。

日本の範囲に含まれる地域として

日本の四主要島嶼(北海道、本州、四国、九州)と、対馬諸島、北緯30度以北の琉球(南西)諸島(口之島を除く)を含む約1千の隣接小島嶼

日本の範囲から除かれる地域として

<sup>3</sup> 独立行政法人北方領土問題対策協会ホームページ「北方領土関連資料>外交関係文書等」を引用した。<http://www.hoppou.go.jp/gakushu/data/document/doc19460129/> (2016年2月15日閲覧)

(a) 鬱陵島、竹島、濟州島。(b) 北緯30度以南の琉球(南西)列島(口之島を含む)、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島。(c) 千島列島、歯舞群島(水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む)、色丹島。

4 更に、日本帝国政府の政治上行政上の管轄権から特に除外せられる地域は次の通りである。

(a) 1914年の世界大戦以来、日本が委任統治その他の方法で、奪取又は占領した全太平洋諸島。(b) 満洲、台湾、澎湖列島。(c) 朝鮮及び(d) 樺太。

5 この指令にある日本の定義は、特に指定する場合以外、今後当司令部から発せられるすべての指令、覚書又は命令に適用せられる。

6 この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第8条にある小島嶼の最終的決定に関する連合軍側の政策を示すものと解釈してはならない。

上記条文のうち、伊豆諸島は、SCAPIN第677号直後の1946(昭和21)年3月22日に本土へ復帰しているもので、この地図一覽図に掲載されていても問題はない。すでに前稿で明らかにしたように、竹島は戦前の地図一覽図では、朝鮮の区域に入っていたものの、地図一覽図は必ずしも行政区域と一致していないので、朝鮮総督府ではなく島根県の管轄下であることを述べた。地図一覽図の発行された1946(昭和21)年8月当時、SCAPIN第677号の第3条において、日本の範囲から除かれた地域では、わが国は行政権を行使できなかったため、地図の作製・発行ができず、地図一覽図から除かれていたとすることができる。またすでに多くの研究で明らかとなっているように、SCAPIN第677号は、第6条にあるように、「小島嶼の最終決定」ではなく、最終決定は平和条約によってなされると確認されていた。したがって、竹島が、小笠原や沖縄県など他の島嶼とともに、この地図一覽図から除外されていたとしても、日本領ではないということとはできないのである。